

どうしても産みたい

生殖医療進まめ議論

空知管内の美咲さん(26) Ⅱ仮名Ⅱは3月、スマートフォンで見たニュースが目

がくぎ付けになった。「国内初、匿名第三者卵子で出

産」。病気のため自分の卵

子で妊娠できない女性が女

児を産んだという。「こんな

な技術があるの」。美咲さ

んには、希望に映った。

美咲さんは先天的な性染

色体異常で卵子がない「タ

ナー症候群」。高校時代に

医療機関で受診して分か

った。妊娠は難しいと言わ

れた。夫(30)とは職場で出

会い、2年前に結婚した。

夫は「2人で生きていこう」

と言ってくれた。自分の疾

患のため諦めていた結婚。

それが実現すると、今度は

子どもという「新たな幸せ」

エゴだ」。夫婦以外の第三者

を介在した妊娠に、嫌悪感

を示す書き込みもあった。

「産めない」私の苦しさは

『産める』人には絶対に分

からない。技術を使いたい

費用も安い台湾で卵子提供

を受けることを検討する。

米国での卵子提供を望む

日本人夫婦の仲介を手がけ

5年の開業以来、同社を通

じて出産した夫婦は約11

00組、うち約20組は道内

からだ。多くが加齢による

「卵子老化」で妊娠が難し

くなったケースだった。

55歳までの女性が受けら

れ「日本でできない治療を

求めて訪れる夫婦は年々増

えている」と同社の川田ゆ

かり社長Ⅱ函館出身Ⅱ。体

外受精の受精卵を子宮に戻

す前に染色体の異常の有無

を調べる「着床前全染色体

診断」や男女の産み分けな

ど、米国で通常医療とされ

る技術も受けられる。

川田社長は問う。「技術

はある。それを『選べない』

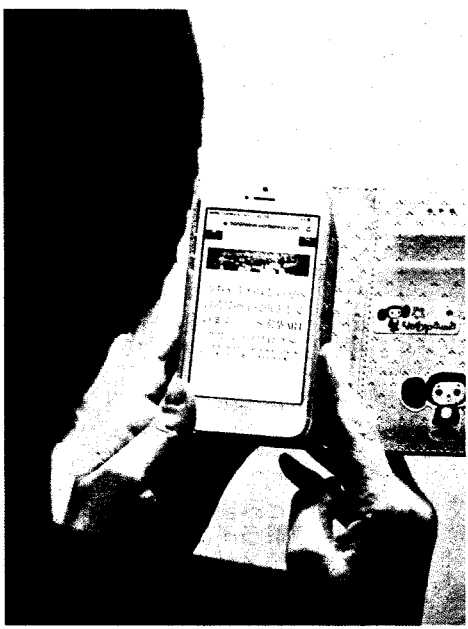
のと『選はない』のは全く

違う。選択肢が提示された

上で夫婦が決断する。それ

が、本当の意味での『幸せ

追求』ではないか」



台湾で卵子提供を受けることについて、美咲さん
はもっぱらスマートフォンで情報収集している

憲法はどこへ

第3部

どう考えますか 生と死

①

【憲法13条】すべて国民は、個人として
尊重される。生命、自由及び幸福追求に
対する国民の権利については、公共の福祉
に反しない限り、立法その他の国政の上で、
最大の尊重を必要とする。

憲法13条は「最も重要な条文」とも言われる。一人一人を自律した個人として最大限尊重するという憲法の理念を示したもので、自分が決めた幸福を追い求める「幸福追求権」を保障する。幸福追求という言葉は抽象的だが、他の条文で明記されていない権利や自由を包括的にカバーするものと考えられている。生き方などを自分で決める「自己決定権」も幸福追求権の一部とするのが一般的だ。自己決定権の範囲としては①自己の生命・身体の処分に關わること

(医療の選択など) ②家族や親密な人間関係に關すること(同性愛など) ③ライフスタイルに關すること(髪形や趣味など) ④性や生殖に關すること(墮胎や出産など)一が挙げられる。範囲が広いいため、どの程度認められるかは議論がある。生殖医療や遺伝子技術を巡っては、2000~05年に開かれた衆院憲法調査会でも大きな議論となり「『生命の尊厳を侵害する生命の操作の禁止』を憲法に明記すべきだ」など一定の規制を求め意見が出た。

83年に国内で初めて体外受精による出産が成功して以降、生殖医療は猛烈なスピードで進化した。第三者が介する生殖医療には、親

が介する生殖医療には、親

子関係が法的に不安定になるほか、子の出自を知る権利をどう考えるかなど多くの課題がある。憲法制定時は想定し得なかったことだ。北大の石井哲也教授(生命倫理)は「憲法13条の幸福追求権を考える時には『公共の福祉に反しない限り』という言葉が重要。生殖医療において、何が『公共の福祉に反する』のか議論されないまま技術が独り歩きしている」と指摘する。

札幌市中央区の女性(39)は「妊活」(妊娠に向けた準備活動)のため4年前に出版社を退職した。サプリメントや酸素カプセル…妊娠しやすくなると言われれば全て試した。不妊治療は2年前に開始。人工授精、体外受精と進んだが妊娠反応はなかった。「行きつく先は卵子提供? どこまで求めたらいいんだろう」

諏訪マタニティクリニック(長野県)の根津八紘院長(75)は「医療技術は目の前の患者を助けるために進歩してきた。医療の限度を誰が決めることができるのか」と語る。日本産科婦人科学会が認めていない代

連載にご意見や感想をお寄せ下さい。住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、〒060・8711(住所不要)北海道新聞報道センター「憲法はどこへ」係へ。電子メールkenpo2016@hokkaido-np.co.jpとファクス011・210・5592でも受け付けます。

理出産(2011年から休止)や第三者の精子・卵子提供による体外受精を独自のガイドラインで実施する。「時代が変わり新しい選択肢が出てくれば、それを求める人が出てくる。医療の問題以上に、それぞれの人生の選択の問題だ」

◆ 生殖医療やがん治療、終末期医療…。生や死を巡り私たちは今、ひと昔前には想像もつかなかった膨大な選択肢から「自己決定」を迫られる。より幸せであろうとする決定を支えるのは、憲法13条が保障する「幸福追求権」だ。人は、どこまで望みをかなえれば幸せなのか、限界はないのか。考えた。(報道センターの根岸寛子と森貴子が担当し、4回連載します)